

## 社会福祉法人持子福祉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人持子福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（賞与、退職慰労金を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

- 9 非常勤役員に対しては、原則として退職慰労金を支給しないものとする。ただし、当法人の業務運営に特段の功績があったと理事会が認め、かつ評議員会の承認を得た場合には、以下の基準に基づき退職慰労金を支給することができる。
- (1) 支給額は、在任年数1年につき10,000円を上限とし、在任期間及び法人への貢献の程度に応じて理事会で個別に定める。
  - (2) 支給に際しては、理事会の議決および評議員会の承認を要するものとする。
  - (3) 特別の功績が認められる場合には、前号の限度額にかかわらず、理事会の議決および評議員会の承認により、特別加算を行うことができる。
  - (4) 退任にあたり、法人に損害を与える行為等が認められる場合には、支給しないことがある。

#### (費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員及び評議員の費用は、別表4に定めるとおりとする。

#### (支給の方法)

- 第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

#### (支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**(細則)**

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

**附則**

この規程の改正は令和 7 年 6 月 25 日に評議員会の決議により行い、令和 7 年 3 月 31 日以降に退任した非常勤役員に対して適用する。

別表 1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000 円

別表 2（常勤理事の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長	100,000 円

(2) 退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×10%（係数）

- ※ 1 上記係数は、理事長10%とする。
- ※ 2 上記在任期間は就任の月から退任の月までとし、1か月未満の端数がある場合は切り上げる。1年未満の在任年数は月割計算とする。役職に異動が生じた在任年数は異動の月から新役職を適用する。
- ※ 3 在職中特別の功労があった役員には、評議員会の決議によりこの規程で定める支給額の他に特別加算金を支給することができる。
- ※ 4 退任にあたり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、法人に損害を与えた場合や在職中不都合な行為があり、理事会において不支給を適当と認めるときは退職手当を支給しないことがある。

別表 3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	20,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000 円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表4 (費用) (第2条第6項関係)

事 項	費用弁償額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	自宅から会議等開催場所への往復距離に応じ、1人20円/km。 片道2km以内は0円とする。
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費(研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額

別表5

1. 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事長及び常務理事に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	年次報酬等合算上限額
理事長	合算上限年額 12,000,000円